

お詫びと訂正

東京歯科保険医新聞11月1日号「経営・税務相談Q&A」No.434に記載した表に誤りがありましたので、以下の通り訂正しお詫び申し上げます。

誤

《税金・社会保険の扱い》

年間の給与収入	税金の扱い	社会保険の扱い
123万円まで	配偶者・扶養控除の対象	扶養内
123万円超130万円未満（配偶者）	配偶者特別控除の対象	扶養内
130万円超201万円未満（　〃　）	配偶者特別控除の対象	扶養外(例外あり：Q 4 参照)
123万円超150万円以下(19～22歳子供)	特定親族特別控除の対象	扶養内
150万円超188万円以下（　〃　）	特定親族特別控除の対象	扶養外

正

《配偶者の控除と社会保険》

年間の給与収入	控除	社会保険の扱い
123万円以下	配偶者控除	扶養内
123万円超130万円未満	配偶者特別控除	扶養外(例外あり：Q 4 参照)
130万円以上201.6万円未満		

《特定親族特別控除（19～22歳子供等）と社会保険》

年間の給与収入	控除	社会保険の扱い
150万円未満	特定親族特別控除	扶養内
150万円以上188万円以下		扶養外